

○学校法人立命館教職員休暇規程

2020年3月5日

規程第1181号

(趣旨)

第1条 この規程は、本法人に雇用される教員および職員（以下「教職員」という。）の休暇に関する事項を定める。

2 この規程に定める事項のほか、休暇に関する事項については、労働基準法その他の関係法令および諸規程の定めによる。

(休暇の種類)

第2条 教職員の休暇は、年次有給休暇、慶弔休暇、特別休暇、母性健康管理のための休暇、働き方改革推進休暇および業務上または通勤途上の傷病休暇とする。

2 休暇取得時の給与は、給与規程の定めるところによる。

(年次有給休暇)

第3条 年次有給休暇は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間における休暇とし、6か月間以上の雇用契約を締結する教職員に対し、継続年数に応じ別表1に定める日数を採用日に与える。ただし、年間途中採用者には、採用月に応じ別表2に定める年次有給休暇を与える。

2 前項の規定にかかわらず、9月26日から翌年の9月25日までの雇用期間で契約をする教職員については、当該期間の1年間における休暇とし、6か月間以上の雇用契約を締結する教職員に対し、継続年数に応じ別表1に定める日数を採用日に与える。ただし、年間途中採用者には、採用月に応じ別表3に定める年次有給休暇を与える。

3 第1項の規定にかかわらず、10月1日から翌年の9月30日までの雇用期間で契約をする教職員については、当該期間の1年間における休暇とし、6か月間以上の雇用契約を締結する教職員に対し、継続年数に応じ別表1に定める日数を採用日に与える。ただし、年間途中採用者には、採用月に応じ別表4に定める年次有給休暇を与える。

4 前3項の規定にかかわらず、第1項、第2項または第3項に定める1年間において、次の各号に定める事由により不就労があった日数の合計が別表5に定める日数以上となる場合、翌1年間における年次有給休暇は付与しない。

イ 欠勤

ロ 業務外の傷病による休職

ハ 刑事事件に関し、起訴され就労できない場合による休職

ニ 停職

- 5 第1項から第4項までの年次有給休暇は、教職員があらかじめ請求する時季に取得させる。ただし、教職員が請求した時季に年次有給休暇を取得させることが事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に取得させることがある。
- 6 付与日から1年以内に取得しなかった年次有給休暇は、付与日から2年以内に限り繰り越すことができる。
- 7 前項について、法人は、繰り越された年次有給休暇とその後付与された年次有給休暇のいずれも取得できる場合には、教職員による別段の指定がない限り、繰り越された年次有給休暇から取得させる。
- 8 休暇の単位は、別表6に定める。
- 9 別表6で時間を単位とする年次有給休暇の取得が適用される教職員については、1年のうち時間を単位とする年次有給休暇日数の上限は、繰越年次有給休暇を含めて5日とする。
- 10 前項の教職員のうち年度の途中で採用された教職員で、付与された年次有給休暇日数が5日未満の者については、付与された年次有給休暇の日数と同日数を、時間を単位とする年次有給休暇として取得することができる。
- 11 欠勤は、教職員の願い出により年次有給休暇に振り替えることができる。

(慶弔休暇)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、教職員の請求により、前条の年次有給休暇とは別に、連続した期間内で慶弔休暇を与える。ただし、当該期間内には就業規則に定める休日を含む。

(1) 教職員の結婚 6日間以内

(2) 忌服

イ 配偶者、父母（養父母を含む）および子の死亡 葬儀等の前後7日間以内

ロ 祖父母、兄弟姉妹、孫および配偶者の父母の死亡 葬儀等の前後5日間以内

ハ 曾祖父母、伯叔父母、甥姪、従兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者の死亡 葬儀等の前後3日間以内

ニ 配偶者、父母または子の年忌 当日

- 2 休暇の単位は、別表6に定める。

(特別休暇)

第5条 教職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条の年次有給休暇とは別に、教職員の請求により特別休暇を与える。

- (1) 公民権の行使をする場合 当日
- (2) 裁判員、補充裁判員、裁判員候補者、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合 必要日数
- (3) 法人の承認を得て公職についての教職員が予め承認を得て公職を執行する場合 必要日数
- (4) 骨髄を提供する場合 必要日数
- (5) 地震、火事、水害、その他の自然災害により住居に被害を受けた場合 3日以内
- (6) 中学校就学の始期に達するまでの子（特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子および養育里親に委託されている子を含む。ただし、要介護状態にある家族である子については実子および養子に限る。）を養育する者が、負傷もしくは疾病にかかった子の世話、子が予防接種もしくは健康診断を受けるとき、感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話または子の入園（入学）式もしくは卒園（卒業）式への参加のために看護等休暇を必要とする場合
 - イ 対象となる子が1人のとき 1年度につき7日以内
 - ロ 対象となる子が2人以上のとき 1年度につき10日以内
- (7) 要介護状態にある家族の介護休暇を必要とする場合 1年度につき10日以内
- (8) 配偶者が出産した場合
 - イ 第1子のとき 2日以内
 - ロ 第2子以降のとき 5日以内
- (9) 教職員が感染症法に定める1類から5類までの感染症、新型インフルエンザおよび季節型インフルエンザに罹患し、休暇を必要とする場合 1年度につき1回連続する5日以内
- (10) 教職員が私的な負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
 - イ 週所定勤務日数4日以上 1年度につき10日以内
 - ロ 週所定勤務日数3日 1年度につき6日以内
 - ハ 週所定勤務日数2日 1年度につき4日以内
 - ニ 週所定勤務日数1日 1年度につき1日
- (11) 仕事と生活の調和、推進のためにワーク・ライフ・バランス休暇を取得する場合 1年度につき3日以内
- (12) その他、前各号に準じ法人が必要と認めた場合 必要日数

2 休暇の単位は、別表 6 に定める。

(母性健康管理のための休暇)

第 6 条 女性の教職員が、次の各号に該当する場合は、第 3 条の年次有給休暇とは別に、教職員の請求により母性健康管理のための休暇を与える。

(1) 生理日の就業が著しく困難で休暇を請求した場合 必要日数

(2) 教職員の産前産後の休暇の場合

イ 8 週間以内（多胎妊娠の場合は14週間）に出産を予定している者が申し出たとき
出産の日までの申し出た期間

ロ 出産したとき 出産の日の翌日から 8 週間（産後 6 週間を経過した教職員が、医師の診断証明書を添えて復職を請求したときには、就業を認めた期間を除く）

(3) 医師の診断証明書を添えて妊娠障害休暇を請求した場合 必要日数

2 休暇の単位は、別表 6 に定める。

(働き方改革推進休暇)

第 7 条 本法人が設置する小学校、中学校および高等学校に勤務する雇用期間の定めのない小中高の教員、附属校外国語専任講師、特別契約教諭、特別任用教諭、継続雇用教諭A、常勤講師、国際バカロレアプログラム特別講師および嘱託指導講師が、多様な働き方またはワーク・ライフ・バランスを推進するために、必要な時間について請求があったときは、第 3 条の年次有給休暇とは別に、1 年度につき250時間の働き方改革推進休暇を付与する。

2 前項の休暇は、小中高の教員があらかじめ請求する時季に取得させる。ただし、小中高の教員が請求した時季に休暇を取得させることが事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に取得させることがある。

3 休暇の単位は、1 日または30分単位とする。

(業務上または通勤途上の傷病休暇)

第 8 条 教職員が、業務上または通勤途上に負傷し、もしくは疾病に罹患したとき、法人は産業医と相談のうえ、必要と認められる期間を休暇として与える。

(休暇の手続)

第 9 条 前 6 条に定める休暇を請求するときは、事前に届け出なければならない。ただし、やむを得ないときは、事後速やかに届け出なければならない。

2 第 5 条および第 6 条第 1 項第 2 号から第 3 号までについては、事実を証明する書類を提出しなければならない。

3 休暇中に海外へ渡航するときは、行先、期間等を届け出なければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2020年4月1日以前に在職する雇用期間の定めのない教職員については、第3条に定める年次有給休暇は21日付与する。

附 則（2020年7月30日 年次有給休暇の付与日数の追記に伴う別表2から別表4までの一部改正）

この規程は、2020年7月30日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則（2022年4月13日 特別休暇の対象の追加および外国人特別非常勤講師Aの削除ならびに常勤講師制度見直しに伴う一部改正）

この規程は、2022年4月13日から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則（2023年12月20日 専門業務型裁量労働制における本人同意の義務化に伴う一部改正）

この規程は、2024年4月1日から適用する。

附 則（2025年3月19日 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う一部改正）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

継続年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目以上
週所定勤務日数								
5日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	21日
4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	16日
3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	12日
2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	8日
1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	4日

別表2（第3条関係）

4月1日から翌年の3月31日までを1年間として雇用する場合

採用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
週所定勤務日数												
5日以上	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	0日
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	5日	4日	3日	3日	2日	0日
3日	5日	5日	5日	5日	5日	5日	3日	3日	2日	2日	1日	0日
2日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	2日	2日	1日	1日	0日
1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日

別表3（第3条関係）

9月26日から翌年の9月25日までを1年間として雇用する場合

採用月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
週所定勤務日数												
5日以上	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	0日
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	5日	4日	3日	3日	2日	0日
3日	5日	5日	5日	5日	5日	5日	3日	3日	2日	2日	1日	0日
2日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	2日	2日	1日	1日	0日
1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日

別表4（第3条関係）

10月1日から翌年の9月30日までを1年間として雇用する場合

採用月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
週所定勤務日数												
5日以上	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	0日
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	5日	4日	3日	3日	2日	0日
3日	5日	5日	5日	5日	5日	5日	3日	3日	2日	2日	1日	0日

2日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	2日	2日	1日	1日	0日
1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日

別表5（第3条関係）

翌1年間の年次有給休暇付与の算定に用いる不就労日数

在籍月数 週所定勤務日数	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月
6日	66日	61日	55日	50日	44日	39日	33日	28日	22日	17日	11日	6日
5日	55日	51日	46日	42日	37日	33日	28日	23日	19日	14日	10日	5日
4日	44日	41日	37日	33日	30日	26日	22日	19日	15日	11日	8日	4日
3日	33日	31日	28日	25日	22日	20日	17日	14日	11日	9日	6日	3日
2日	22日	21日	19日	17日	15日	13日	11日	10日	8日	6日	4日	2日
1日	11日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日

別表6（第3条、第4条、第5条および第6条関係）

職種	大学教員・研究員		小中高教員・指導員		職員	
	右記を除く 大学教員および研究員	専門業務型 裁量労働制 を適用する 大学教員および研究 員、非常勤 講師、授業 担当講師、 APU兼任教 員	右記を除く 小中高教員	非常勤講師 授業担当講 師 教職大学院 生講師 クラブ活動 指導員	右記を除く 職員 (月給制職 員)	時給制職員 (事務補助 職員、非常勤 職員、補助研 究員、リサー チアシスタ ント、教学リ サーチアシ スタント、学 生アルバイト)
休暇制度						
年次有給休暇	1日・半日	1日	1日・半日	1日	1日・半日	1日

				1時間		1時間	
	慶弔休暇	1日	1日	1日	1日	1日	1日
特別 休 暇	公民権の行使	1日・半日	1日	1日・半日・1時間	1日	1日・半日・1時間	1日
	裁判員等	1日・半日	1日	1日・半日・1時間	1日	1日・半日・1時間	1日
	公職執行	1日・半日	1日	1日・半日・1時間	1日	1日・半日・1時間	1日
	骨髄提供	1日・半日	1日	1日・半日・1時間	1日	1日・半日・1時間	1日
	被災	1日・半日	1日	1日・半日・1時間	1日	1日・半日・1時間	1日
	看護等	1日・30分	1日・30分	1日・30分	1日・30分	1日・30分	1日・30分
	介護	1日・30分	1日・30分	1日・30分	1日・30分	1日・30分	1日・30分
	配偶者出産	1日・半日	1日	1日・半日・1時間	1日	1日・半日・1時間	1日
	感染症	1日	1日	1日	1日	1日	1日
	私傷病	1日・半日	1日	1日・半日	1日・半日	1日・半日	1日
	ワーク・ライフ・バランス	1日・30分	1日	1日・30分	1日・30分	1日・30分	1日・30分
	その他法人が認めた休暇	必要と認めた単位					
母 性 保 護	生理	1日・半日	1日	1日・半日・1時間	1日・半日	1日・半日・1時間	1日
	産前	1日	1日	1日	1日	1日	1日
	産後	1日	1日	1日	1日	1日	1日
	妊娠障害	1日・半日	1日	1日・半日・1時間	1日・半日	1日・半日・1時間	1日